

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、御嵩町（以下「町」という。）の地域にかかる災害の対策に関し、町及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、この計画は、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査及び指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ リ災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の性質

- (1) 御嵩町地域防災計画は、「一般対策編」と「地震対策編」の両計画をもって構成し、「岐阜県水防計画」とも十分な調整を図る。
- (2) 「一般対策編」は、風水害等災害に対し、町、県、及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。
- (3) 「一般対策編」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画を周知し効果的な運用ができるように努める。
- (4) この計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を旨とした取組を推進する。



3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出する。

4 計画の構成

「一般対策計画」は、災対法第40条の規定に基づき、町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 事故災害対策
- 第5章 災害復旧計画

5 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 原子力事故による災害
- (7) 危険物の爆発等による災害
- (8) 可燃性ガスの拡散
- (9) 有毒性ガスの拡散
- (10) 林野火災による災害
- (11) 大規模な火災による災害
- (12) その他の特殊災害

6 県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

7 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、御嵩町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部中濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、御嵩町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、御嵩町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部中濃支部長をいう。
- (9) 消防本部とは、可茂消防事務組合消防本部をいう。
- (10) 消防本部長とは、可茂消防事務組合消防長をいう。
- (11) 消防職員とは、可茂消防事務組合消防職員をいう。
- (12) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (13) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (14) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害、亜炭鉱廃坑跡の陥没災害、その他の大規模な人為的事故をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災 害 対 策 本 部 設 置 時	災害対策本部不設置時(平常組織時)
県 本 部	岐 阜 県 (防 災 課)
県 本 部 長	岐 阜 県 知 事
県 本 部 ○ ○ 部 ○ ○ 班	岐 阜 県 ○ ○ 部 ○ ○ 課
県 現 地 災 害 対 策 本 部	岐 阜 県 (防 災 課)
県 支 部	県 事 務 所 (振 興 防 災 課)
県 支 部 長	県 事 務 所 長
県 支 部 ○ ○ 班	県 事 務 所 等
町 本 部	御 嵩 町 役 場
町 本 部 長	御 嵩 町 長
本 部 連 絡 員	本 部 連 絡 員 の 担 当 職 に ある 者

第2節 防災に関する組織

1 御嵩町防災会議

御嵩町防災会議は、町長を会長として御嵩町防災会議条例（昭和37年条例第19号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 御嵩町長

(2) 委員

ア 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

イ 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

ウ 町の職員のうちから町長が指名する者

エ 教育長

オ 消防団長

カ 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者

キ 指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから町長が委嘱する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力して、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住 民

大規模災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3節 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町	1 御嵩町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上 13 災害時の交通、輸送対策 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
可茂消防事務組合 消防本部	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 (中部地方整備局)	1 災害予防 (1) 所管施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 河川防災ステーション、緊急河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 2 初動対応 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣 3 応急・復旧 (1) 水防のための警報等の発表・伝達と水害応急対策 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 県からの要請に基づく災害対策用機材等の貸付
中部森林管理局	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業の防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給 4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
東海農政局	1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

	<p>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p> <p>7 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導</p> <p>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</p> <p>10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</p>
気象庁（岐阜地方気象台）	<p>1 観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理</p> <p>2 防災気象情報の発表及び伝達</p> <p>3 情報伝達及び連絡体制の整備</p> <p>4 関係機関との連携による防災体制の強化</p> <p>5 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>6 防災に関する知識の普及、意識の啓発</p>
岐阜労働局 多治見労働基準監督署	<p>1 事業場における労働災害の防止</p> <p>2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備</p> <p>3 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保</p> <p>4 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止</p> <p>5 労働保険料等の納付猶予の措置</p>

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 防災に関する調査推進
第35普通科連隊	2 関係機関との連絡調整
航空自衛隊	3 災害派遣計画の作成
岐阜基地	4 防災に関する訓練の実施
小牧基地	5 災事情報の収集
	6 災害派遣と応急対策の実施

6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
可児警察署	1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施
	2 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出及び救助活動
	3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り
	4 遺体の見分、検視等
	5 自主防災組織等に対する活動支援
	6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
御 嵩 郵 便 局 御 嵩 中 郵 便 局 上 之 郷 郵 便 局 伏 見 郵 便 局	1 災害時における郵便業務の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便 等の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持
株 式 会 社 岐 阜 放 送 株 式 会 社 中 日 新 聞 社 N H K 岐 阜 放 送 局 株 式 会 社 岐 阜 新 聞 社	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金の募集、配分 4 放送施設の保守
西日本電信電話株式会社 岐 阜 支 店 株 式 会 社 N T T ド コ モ K D D I 株 式 会 社 ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社 楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	1 電話（通信）施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 御 嵩 町 分 区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中 部 電 力 株 式 会 社 中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 中 部 電 力 ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	1 鉄道施設の整備 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査及び復旧

8 医師会等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 医 師 会 可 児 歯 科 医 師 会 岐 阜 県 薬 劑 師 会 可 茂 支 部	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

9 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A め ぐ み の 可 児 本 部 み た け 支 店 中 支 店 伏 見 支 店 可 茂 森 林 組 合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はあっせん 4 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
可 児 土 地 改 良 区	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理

	2 その他、町本部の行う農業関係の被害調査及び復旧対策についての協力 3 たん水防除施設の整備と防災管理 4 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
可児川防災等ため池組合	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理
御嵩町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の配分
御嵩町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェーブ株式会社	1 町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守

10 災害上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 療 施 設 の 管 理 者	1 災害時における病人等の収容及び保護 2 災害時における被災負傷者の治療及び助産 3 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金 融 機 関	1 災害関係の融資に関する措置の要請 2 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請 3 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 4 生保及び損保保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置の要請 5 営業停止等の対応に関する措置の要請
危険物、高圧ガス等取扱い機関、給油所等ガソリン取扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の防災管理 2 災害時における高圧ガス、LPガス等の供給 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

11 地域住民の自主防災組織

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助
ゴ ル フ 場 経 営 者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

第4節 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を推進する住民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、国、県、あるいはその他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施など防災活動の推進に努める。

第5節 町地域の地勢と災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置

町は、岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、町域は東西12.4km、南北8.9kmの広がりを持ち、面積は56.69km²を有している。

中部圏の中心地である名古屋市及び県都岐阜市まで35kmの圏域にあり、東は瑞浪市、西は美濃加茂市、可児市、南は土岐市、北は八百津町と接している。

位	置	北緯	35度25分52秒
		東経	137度8分1秒
広	ぼう	東西	12.4km
		南北	8.9km
		面積	56.69km ²

(2) 地形

町の周囲は山で囲まれており、面積の59.5%（約3.368ha・平成23年度）が山林である。山林は、希少動物が生育する貴重な里山であり、712haが保安林に指定されている。

また、町内の中央を可児川が東西に流れ、北部には木曾川が流れている。西には、美濃太田盆地の一角を担う平坦地が広がり、南は緩やかな丘陵地、北は小高い山が連なっている。

(3) 気候

町は、周囲を山で囲まれており、気候は内陸であるため、昼夜の気温較差はややあるものの、雨、雪のいずれも少なく、県下では降雨量の少ない温暖な地域である。

年間平均気温は、最近10年間は、15℃前後を推移し、降水総雨量は、年間1,500～2,000mm程度で推移している。

年 区分	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
降 水 量 (mm)	1,984	2,075	1,455	1,733	1,499	1,591	2,201	2,478	1,846	1,646
平 均 気 温 (℃)	14.9	15.9	14.9	15.2	15.2	15.0	15.3	16.3	15.0	14.8

(気象庁ホームページデータを集計)

2 社会的条件

(1) 人口

町の人口は、昭和15年～25年にかけて大幅に増加したものの、一時は減少傾向を示した。しかし、昭和45年以降は増加に転じていたが、平成22年度の国勢調査では平成17年度の人口19,272人よりも減少し、18,824人となっている。近年はその増加率がやや停滞のみからやや減少の傾向にある。一方世帯数は年々増加しており、昭和60年に1世帯当たりの人数が平均3.9人であったのが、平成22年には3.0人と減少し、核家族化・少子化の傾向が表われている。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加しており、昭和60年には11.7パーセントであったものが、平成22年には24.2パーセントに上昇している。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難

行動要支援者対策の必要性を示している。

(2) 土地利用

町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩ICの開設及び国道21号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。

今後は、自然環境の保全と調和を考慮し、また防災上の視点を踏まえ、計画的な土地利用に基づいて整備を図ることが必要とされる。

町の総面積は5,669haで、その利用区分は、次のとおりとなっている。

地目別土地利用状況 (令和3年1月1日現在)

(単位：ha)

田	畑	宅地	池・沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
388	107	432	4	1,880	43	504	2,311	5,669

用途地域指定状況

(令和6年4月1日現在)

種類	面積 (ha)	構成率 (%)
第1種低層住居専用地域	約 128	24.7
第2種低層住居専用地域	9.1	1.8
第1種中高層住居専用地域	66	12.7
第1種住居地域	171	33.0
第2種住居地域	34	6.6
準住居地域	18	3.5
近隣商業地域	13	2.5
準工業地域	15	2.9
工業専用地域	64	12.3
合計	518.1	100.0

(3) 産業

町の農業は、ビニールハウスを利用したイチゴやきゅうりの栽培、また生産調整作物として夏秋なすが注目されているが、農家の多くは小規模の兼業農家である。

一方、主要産業である工業は、工業団地「グリーンテクノみたけ」「平芝工業団地」を中心に、無公害、研究開発型企業などの付加価値で技術力の高い企業を誘致しており、従来の窯業・土石製品製造業からプラスチック製品製造業への構造転換が図られている。特に、東海環状自動車道開通により、企業誘致が促進されている。

また、商業機能は、御嵩駅周辺や中山道、国道21号沿道にやや集積が見られる程度で、隣接の可児市への買い物が多くなっている。

観光については、中山道の御嶽宿、伏見宿をはじめ、歴史の道「中山道」や東海道自然歩道の街道ウォーキングに訪れる観光客が多い。

(4) 交通

ア 道路

町は、東西を走る国道21号や町を南北に貫く「東海環状自動車道」をはじめ、主要地方道の多治見白川線、恵那御嵩線、一般県道の井尻八百津線、御嵩可児線、御嵩犬山線、飛騨木曾川公園線、多治見八百津線、御嵩川辺線などにより道路網が形成されている。

特に、東海環状自動車道可児御嵩ICが近接し、アクセス道路となる国道21号可児御嵩バイパスの整備により、交流圏域が広がった。今までも国道21号により岐阜市や犬山市など名古屋方面、土岐市方面と結ばれていたが、さらに東海環状自動車道により美濃市、豊田市方面などとの交通の利便が向上している。

国道・県道の整備状況

(令和4年4月現在)

種別・区別	路線名	道路延長 (m)	道路延長 (m)		幅員 (m)	舗装率 (%)
			本舗装	軽舗装		
一般国道	国道21号線 (旧道)	6,922	6,922	0	7.00~14.65	100.0
一般国道	国道21号線 (可児御嵩バイパス経由)	11,641	11,641	0	20.50~21.25	100.0
主要地方道	恵那・御嵩線	4,255	4,255	0	4.5~15.0	100.0
主要地方道	多治見白川線	4,354	4,354	0	7.1~36.4	100.0
一般県道	井尻八百津線	7,613	7,613	0	3.3~16.9	100.0
一般県道	御嵩可児線	3,510	3,510	0	4.5~27.8	100.0
一般県道	御嵩犬山線	973	973	0	6.4~19.2	100.0
一般県道	飛騨木曾川公園線	4,884	4,884	0	5.2~23.2	100.0
一般県道	多治見八百津線	2,422	2,422	0	6.0~17.7	100.0
一般県道	御嵩川辺線	1,623	1,623	0	7.5~24.8	100.0

国土交通省・可茂土木事務所

都市計画道路の整備状況

(令和6年4月現在)

御嵩町	路線数	計画決定延長 A (m)	概成済延長 B (m)	改良済延長 C (m)	進捗率 (%)	
					C/A	(B+C) / A
	12	25,810	13,170	7,330	28.4	79.4

イ 鉄道・バス

町と名古屋圏を鉄道で結ぶ名鉄広見線が町の中央部までを走り、町内には顔戸、御嵩口、御嵩の3駅が配置されている。同路線は通勤・通学のための重要な交通手段であるが、利用者は大きく減少している。名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の乗降者数は、平成9年度に約207万人あったのが令和4年度には約77万人となっている。

一方、町は交通不便地域の解消や高齢化に対応するためコミュニティバス（ふれあいバス、ふれあ

い予約バス)を運行するとともに、廃止された名鉄八百津線の代替バス(YAOバス)を可児市、八百津町とともに運行している。

3 災害条件

町は、地勢その他に恵まれた地であり、過去には1959(昭和34)年及び1961(昭和36)年の伊勢湾、第2室戸台風の上陸による災害に見舞われ、近年には2010(平成22)年7月15日、2011(平成23)年8月23日、2011(平成23)年9月20日に豪雨災害に見舞われた原因別の災害の概要と将来予想される災害の想定は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害・土砂災害

水害は、町の地勢的条件から集中豪雨に伴う山腹の崩壊等による土砂の流出を伴う土砂災害(特に、地すべり)の発生が予想されるものの、低地帯のように広い地域にわたって長期間たん水による大規模水害が発生するものではないと考えられる。

(2) 火災

町の地域内においては、大火災の発生は近年少ないが、家屋が密集しているところが多く、強風あるいは大地震時においては、大火のおそれがある。また、町の林野面積は、総面積の約6割を有していることから、地形的条件や、水利の悪い地域にあっては、大規模な林野火災の発生が考えられる。

(3) 台風

風害のみによる直接の被害は、沿海地帯と比較すれば少ないが、昭和34年の伊勢湾台風あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、両台風時程度の被害の発生が予測される。

(4) 震災

町における地震による大規模被害は、濃尾大震災時のみであるが、他災害と異なりその発生予測あるいは直接的な予防対策がないことから、発生が憂慮されている南海トラフ巨大地震等が発生すれば家屋が密集しているところや、亜炭鉱廃坑で特に坑道の浅い地域では、濃尾地震以上の被害が予想され、急傾斜地を中心に地すべり、山くずれ、がけ崩れ等の大きな被害が予想される。

(5) 過去の災害履歴

本町に被害があったとみられる過去の災害は次のとおりである。

発 生 年 月 日	災 害 の 状 況
1707(宝永4)年	美濃の大地震
1750(寛延3)年	伏見宿火災
1791(寛政3)年	大風により御嵩村7戸、中切村3戸など倒壊
1799(寛政11)年	御嶽宿で大火
1802(享和2)年2月	御嶽宿で大火。本陣、脇本陣など32戸焼失
1824(文政7)年1月	大地震
1837(天保8)年8月14日	大風で伏見宿で54戸が倒伏など甚害
1838(天保9)年	伏見宿の大火で本陣を含め29戸焼失
1848(嘉永1)年	伏見宿で大火、23戸類焼、御嶽宿で大火、24戸焼失
1850(嘉永3)年7月	大風
1865(慶応1)年	可児川・木曾川の洪水
1866(慶応2)年	大風雨で伏見宿、56戸倒壊
1877(明治10)年2月27日	御嵩村まちなみ大火、40戸焼失
1891(明治24)年10月28日	濃尾大震災

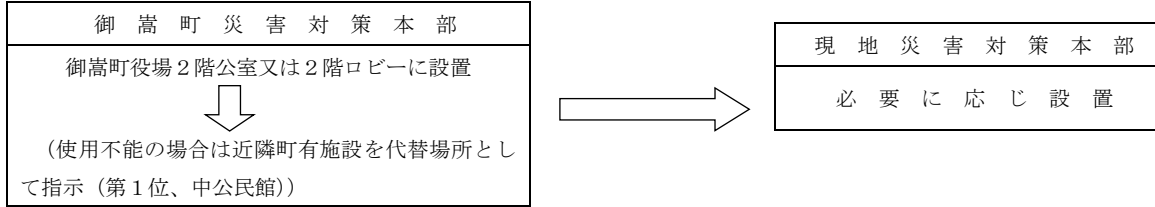
1911（明治44）年7月3日	大雨洪水浸水により家屋多数被害
1934（昭和9）年9月21日	室戸台風
1937（昭和12）年6月18日	大雷雨
1959（昭和34）年9月26日	伊勢湾台風により各地に被害
1961（昭和36）年9月16日	第2室戸台風による大雨
1976（昭和51）年9月12日	豪雨災害、床下浸水4戸
1999（平成11）年9月15日	豪雨災害、軽傷1名、全壊1戸、一部破損3戸、床下浸水11戸、自主避難1世帯2名、避難勧告2世帯11名
2010（平成22）年7月15日	短期的局地的豪雨災害 全壊1戸、一部破損3戸、床上浸水28戸（住宅26戸、病院2棟、福祉施設1棟）床下浸水72戸、避難勧告132世帯480名（避難者 65世帯161名）
2011（平成23）年9月20日	台風15号 死者1名、軽傷1名、全壊1棟（倉庫）、半壊4戸、一部破損1戸、床上浸水18戸（住宅16戸、病院1棟、福祉施設1棟）、床下浸水68戸、避難指示8世帯21名、避難勧告2,328世帯6,506名、避難者153世帯355名、断水109戸

（御嵩町史ほかより）

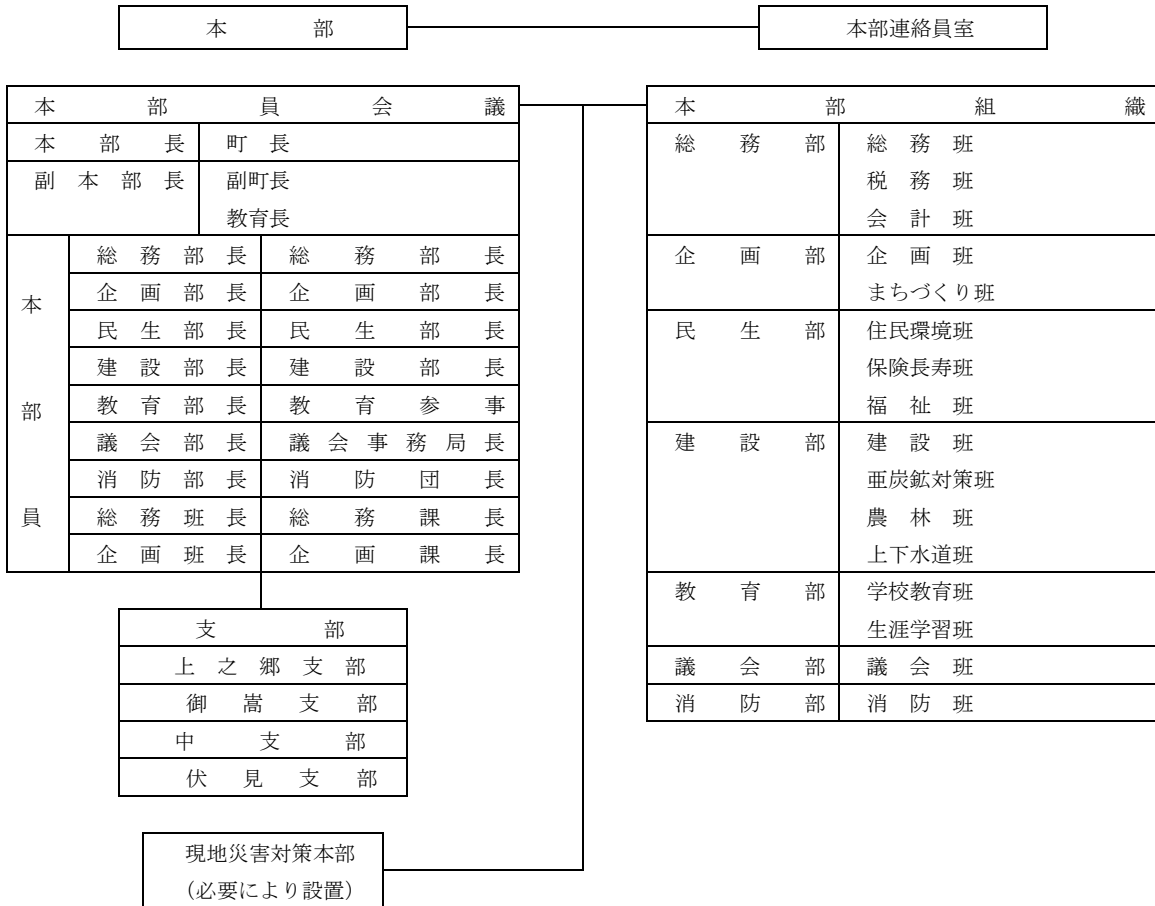
第6節 災害対策本部の組織

町本部は、御嵩町災害対策本部条例（昭和37年条例第20号）の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、町本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」による。

1 町本部の系統及び設置場所



2 本部編成



御嵩町災害対策本部 (御嵩町役場内)	支 部	
	名 称	区 域
	上之郷支部	上之郷出張所内
	御嵩支部	御嵩公民館内
	中支部	中出張所内
	伏見支部	伏見出張所内

3 分担任務

各組織の分担任務は、次による。

(1) 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、必要があるときに開催し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進にあたる。

(2) 本部連絡員室

本部連絡員室は、災害対策について本部と各部班の連絡及び本部会議の庶務等に関する事務の処理にあたる。

(3) 班長の属する係等の職員はそれぞれの班員となるものとする。

各部、各班の分担任務は次のとおりとする。ただし、震度4以上の地震が生じたときは、地震対策編第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」に定める分担任務とする。

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 掌 事 務
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置、運営等に関すること。 3 災害対策の全般、災害情報の収集、予警報の伝達に関すること。 4 職員の動員及び各班の連絡調整に関すること。 5 避難情報に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 県、警察、消防機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 自衛隊派遣要請に関すること。 9 被害状況の取りまとめ及び県への報告に関すること。 10 防災行政無線の管理に関すること。 11 災害関係文書の印刷、受理、発送、保存に関すること。 12 災害予算編成及び財政に関すること。 13 交通安全対策に関すること。 14 緊急通行車両の確認申請に関すること。 15 町有車両及び民間車両の借り上げに関すること。 16 町有財産の災害対策に関すること。 17 非常電話の増設及び管理に関すること。 18 総務部内の連絡調整に関すること。 19 本部長の秘書に関すること。 20 災害見舞金及び視察者等に関すること。 21 災害業務に従事した職員の公務災害に関すること。 22 被災職員の福利厚生に関すること。 23 技術員等の雇用の調整に関すること。 24 災害・被害状況の撮影及び保管に関すること。 25 報道機関との連絡調整に関すること。 26 他班の応援に関すること。
	税務班 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査に関すること。 2 住家屋等被害の調査に関すること。 3 集積場所における食料、物資の仕分けに協力すること。 4 リ災証明に関すること。 5 災害による町税の減免措置に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	会計班 (会計管理者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受付及び管理に関すること。 2 災害関係経費の経理執行及び物品の出納に関すること。 3 他班の応援に関すること。
企画部 (企画部長)	企画班 (企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害・被害状況の広報に関すること。 2 電算機器情報の保全に関すること。 3 再生可能エネルギー等、循環型避難所の構築に関すること。 4 他班の応援に関すること。

	まちづくり班 (まちづくり課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光関係の被害調査及び災害対策に関する事。 2 災害時における食料確保及び輸送に関する事。 3 生活必需品の確保に関する事。 4 被災商工業者に対する金融措置に関する事。 5 誘致企業の災害対策に関する事。 6 集積場所における食料、物資の仕分けに関する事。 7 応急仮設住宅建設の協力に関する事。 8 他班の応援に関する事。
民生部 (民生部長)	住民環境班 (住民環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関する事。 2 被災者の相談に関する事。 3 災害時の環境衛生に関する事。 4 災害時における廃棄物の処理に関する事。 5 下水道共用区域以外の個人住宅の仮設トイレの設置に関する事。 6 他班の応援に関する事。
	保険長寿班 (保険長寿課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的対策及び実施に関する事。 2 要配慮者の避難等安全確保に関する事。 3 国民健康保険の保険税の減免措置に関する事。 4 介護保険の保険料の減免措置に関する事。 5 後期高齢者医療の保険料の減免措置に関する事。 6 他班の応援に関する事。
	福祉班 (福祉子ども課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町社会福祉協議会、日本赤十字との連絡調整に関する事。 2 ボランティアの受け入れ及び調整に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 要配慮者の避難等安全確保に関する事。 5 災害による遺体の収容及び埋葬に関する事。 6 生活福祉資金の貸付に関する事。 7 保育園児の避難等安全確保に関する事。 8 保育料の減免措置に関する事。 9 避難所開設に関する事。 10 食料及び生活必需品の配分等に関する事。 11 炊き出しに関する事。 12 救護所の設置に関する事。 13 食品、保健衛生に関する事。 14 医療、助産、防疫に関する事。 15 災害対策用医療品の確保に関する事。 16 医師会等の応援要請に関する事。 17 義援金の受付、配分に関する事。 18 他班の応援に関する事。

<p>建設部 (建設部長)</p>	<p>建設班 (建設課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 地すべり、土砂災害等危険箇所の被害調査及び災害対策に関すること。 3 道路交通の応急対策に関すること。 4 応急復旧資材の確保に関すること。 5 土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 建設業者との連絡調整及び労働者の確保に関すること。 7 水防計画に関すること。 8 災害輸送に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 被災者の住宅対策に関すること。 11 被災者への住宅金融支援機構の融資に関すること。 12 町営住宅の災害対策に関すること。 13 被災者の住宅対策に関すること。(町営住宅) 14 他班の応援に関すること。
	<p>亜炭鉱対策班 (亜炭鉱廃坑対策室長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 亜炭鉱廃坑による被害予防対策に関すること。 2 亜炭鉱廃坑による被害調査及び応急対策に関すること。 3 他班の応援に関すること。
	<p>農林班 (農林課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 家畜の防疫及び被害調査及び災害対策に関すること。 3 農地及び農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 被災農家に対する農業関係融資に関すること。 6 林道の被害調査及び災害対策に関すること。 7 林業、治山関係の被害調査及び災害対策に係ること。 8 他班の応援に関すること。
	<p>上下水道班 (上下水道課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給・運搬に関すること。 2 臨時給水栓の設置に関すること。 3 上下水道施設及び管路の被害調査及び災害対策に関すること。 4 避難所、下水道利用住宅等における仮設トイレの設置に関すること。 5 災害における上下水道料金の減免に関すること。 6 生活水の確保に関すること。 7 他班の応援に関すること。

教育部 (教育参事)	学校教育班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 教育関係義援金品の受付等に関すること。 3 避難所開設に関すること。 4 災害時における教育の確保に関すること。 5 被災児童の被害調査及び教科書等の支給に関すること。 6 各学校、幼稚園との連絡調整に関すること。 7 給食施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 学校給食の確保に関すること。 9 避難所開設に伴う給食に関すること。 10 他班の応援に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財、公民館、図書館等社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 避難所開設に関すること。 4 災害活動に協力する女性・青年組織との連絡調整に関すること。 5 他班の応援に関すること。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡に関すること。 2 災害見舞及び視察に関すること。 3 他班の応援に関すること。
消防部 (消防団長)	消防班 (副団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の活動に関すること。 2 消防活動に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 現地の情報連絡に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 7 災害警備に関すること。 8 他班の応援に関すること。
支部		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関すること。 2 支部区域内の災害情報の報告に関すること。 3 支部区域内の他機関との連絡調整に関すること。 4 被害調査の協力に関すること。

- 1 各班は、本部長の命令により必要に応じ他班の行う事項について応援を行うものとする。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長（軽微な事項については本部連絡員室）の指定する班において担当する。

4 本部連絡員組織と任務

(1) 組織

本部連絡員室に室長を置く。室長は総務課長の職にある者とする。

本部連絡員は、あらかじめ所属長の指名する者とする。

(2) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関への伝達

- エ 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達
- オ 総合（2部以上にわたって）実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(3) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務する。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めたときは、それぞれの所属部において待機する。